

NPO等による復興支援事業費補助金事業実施要領 新旧対照表

改正前	改正後								
NPO等による復興支援事業費補助金事業実施要領	NPO等による復興支援事業費補助金事業実施要領								
<p>1～2 [略]</p> <p>3 単独のNPO等が同意を得る地方自治体の要件 NPO等が単独で補助事業を実施する場合に必要な地方自治体からの同意については、以下の各号に従うこととする。</p> <p>(1) 同意を得る地方自治体は別表第1による市町村とするが、岩手県から他の都道府県への避難者に対する支援を行う場合や別表第1による市町村が多数である場合等は、岩手県が構成員であることによっても条件を満たすものとする。</p> <p>(2) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 補助対象期間 補助金の交付決定日から補助金の交付決定日を含む年度の3月20日までとする。補助事業者は、この期間の末日までに要綱第4で定める岩手県補助金交付規則第13条第1項の規定による書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>6 [略]</p> <p>7 補助金の交付を申請できる事業の採択 別に定める募集要項に従って応募があった事業のうち、岩手県NPO等復興支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）における審査で選定されたものについて、審査の結果上位となったものから順に、予算の範囲内で採択を行う。<u>ただし、要綱別表第1右欄第1号に該当する補助事業について前年度に選定した団体の事業を採択する場合は、原則として、前年度の取組から発展した事業等を採択するものとする。</u> 補助事業者は、採択を受けた事業についてのみ、補助金の交付を申請することができる。</p> <p>8 [略]</p> <p>9 補助対象経費の基準額 要綱第3第1項の補助対象経費のうち一部の項目について、経費として認める額の上限を以下に掲げる各号のとおり定める。上限額を上回る支出は、経費として認めない。</p> <p>(1) 人件費のうち本俸分について、一人に対する一月あたりの上限額を17万円とし、複数人に対する合計の一月あたりの上限額を34万円とする。</p> <p>(2) 諸謝金について、一人に対する一日あたりの上限額を9,600円とする。</p> <p>10 [略]</p> <p>11 受益者等からの評価アンケートへの協力 <u>県は、補助金のうち復興枠による補助事業について、国が別に示す様式を参考に、受益者等の協力のもと受益者等からの評価アンケートを実施する。そのため、復興枠の補助事業者は、評価アンケートの実施に協力するものとする。</u></p>	<p>1～2 [略]</p> <p>3 単独のNPO等が同意を得る地方自治体の要件 NPO等が単独で補助事業を実施する場合に必要な地方自治体からの同意については、以下の各号に従うこととする。</p> <p>(1) 同意を得る地方自治体は別表第1による市町村とするが、岩手県から他の都道府県への避難者に対する支援を行う場合や別表第1による市町村が多数である場合等は、<u>岩手県の同意を得ることによっても条件を満たすものとする。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 補助対象期間 補助金の交付決定日から補助金の交付決定日を含む年度の3月19日までとする。補助事業者は、この期間の末日までに要綱第4で定める岩手県補助金交付規則第13条第1項の規定による書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>6 [略]</p> <p>7 補助金の交付を申請できる事業の採択</p> <p><u>1 別に定める募集要項に従って応募があった事業のうち、岩手県NPO等復興支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、募集要項で定める審査区分ごとに審査し、選定されたものについて、当該審査区分ごとの審査結果を踏まえ、予算の範囲内で採択を行う。</u></p> <p><u>2 前項の審査区分ごとの採択枠は、募集要項で定めるものとし、応募状況、審査結果、申請額その他の事情に応じて、審査区分間で調整することができる。</u></p> <p><u>3 補助事業者は、採択を受けた事業についてのみ、補助金の交付を申請することができる。</u></p> <p>8 [略]</p> <p>9 補助対象経費の基準額 要綱第3第1項の補助対象経費のうち一部の項目について、経費として認める額の上限を以下に掲げる各号のとおり定める。上限額を上回る支出は、経費として認めない。</p> <p>(1) 人件費のうち本俸分について、一人に対する一月あたりの上限額を17万円とし、複数人に対する合計の一月あたりの上限額を34万円とする。</p> <p>(2) 諸謝金について、一人に対する一日あたりの上限額を<u>9,900円</u>とする。</p> <p>10 [略]</p> <p>11 (削る)</p>								
別表第1（第3項関係）	別表第1（第3項関係）								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>地方自治体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 要綱別表第1第1項右欄第1</td> <td>岩手県内の市町村であって、事業の実施場</td> </tr> </tbody> </table>	区分	地方自治体	1 要綱別表第1第1項右欄第1	岩手県内の市町村であって、事業の実施場	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>地方自治体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 要綱別表第1右欄(1)ア及び</td> <td>岩手県内の市町村であって、事業の実施場</td> </tr> </tbody> </table>	区分	地方自治体	1 要綱別表第1右欄(1)ア及び	岩手県内の市町村であって、事業の実施場
区分	地方自治体								
1 要綱別表第1第1項右欄第1	岩手県内の市町村であって、事業の実施場								
区分	地方自治体								
1 要綱別表第1右欄(1)ア及び	岩手県内の市町村であって、事業の実施場								

改正前		改正後	
号又は同第2項右欄各号の事業を行う場合(岩手県から他の都道府県への避難者に対する支援を行う場合を除く。)	所となるもののうち主なもの	イ並びに(2)から(4)までの事業を行う場合(岩手県から他の都道府県への避難者に対する支援を行う場合を除く。)	所となるもののうち主なもの
2 要綱別表第1第1項右欄第2号の事業を行う場合	岩手県内の市町村であって、事業の目的となるもののうち主なもの	2 要綱別表第1右欄(1)ウの事業を行う場合	岩手県内の市町村であって、事業の目的となるもののうち主なもの
3 要綱別表第1第1項右欄第3号の事業を行う場合	本表第1項又は第2項のうち、支援の主な対象となるNPO等の事業に該当する項で定めるもの	3 要綱別表第1右欄(1)エの事業を行う場合	支援の主な対象となるNPO等の事業が本表第1項に該当するときは第1項で、本表第2項に該当するときは第2項で定めるもの
別表第2(第9項関係) [略]		別表第2(第10項関係) [略]	

備考 改正部分は下線部であること。